傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\sim$

を除く。)若しくは第五十四条各号に掲げる場合、人事院規則一一人事院規則八―一二(職員の任免)第五十三条各号(第四号	次に掲げるものとする。	3 令第二条第一項第四号に規定する勤務の記録に関する事項は、	称及び取得年月日	二 免許、検定その他の資格で任命権者が必要と認めるものの名	一採用試験の名称及び合格年月日	項は、次に掲げるものとする。	2 令第二条第一項第三号に規定する採用試験及び資格に関する事	二 前号に掲げる者以外の者 最終学歴	一 義務教育後の学歴を有する者 当該学歴	関する事項は、次に掲げるものとする。	一号。以下「令」という。)第二条第一項第二号に規定する学歴に	第一条 人事記録の記載事項等に関する政令(昭和四十一年政令第十)	(記載事項)	改正案
及び第四号を除く。)若しくは第七十六条各号に掲げる場合、人一人事院規則八―一二(職員の任免)第七十五条各号(第三号	次に掲げるものとする。	3 令第二条第一項第四号に規定する勤務の記録に関する事項は、	称及び取得年月日	二 免許、検定その他の資格で任命権者が必要と認めるものの名	任用に関する競争試験の名称及び合格年月日	、次に掲げるものとする。	2 令第二条第一項第三号に規定する試験及び資格に関する事項は	二 前号に掲げる者以外の者 最終学歴	一 義務教育後の学歴を有する者 当該学歴	関する事項は、次に掲げるものとする。	一号。以下「令」という。)第二条第一項第二号に規定する学歴に	第一条 人事記録の記載事項等に関する政令(昭和四十一年政令第十	(記載事項)	現行

一一○(職員の定年)第十一条各号に掲げる場合、人事院規則一一一○(職員の降給)第七条に掲げる場合、人事院規則一九一○(職員の降給)第七条に掲げる場合、人事院規則一八一三第五十三条各号に掲げる場合に該当する異動の内容(人事院規則八一二第五十三条第二号若しくは第六号又は第五十五条院規則八一二第五十三条第二号若しくは第六号又は第五十五条に規則八一二第五十三条第二号若しくは第六号又は第五十五条に規則八一二第五十三条第二号若しくは第六号又は第五十五条に規則八一二第五十三条第二号若しくは第六号又は第五十五条に規則八一二第五十三条第二号若しくは第六号又は第五十五条に規則八一二第五十三条第二号若しくは第六号又は第五十五条に規則八一二第五十三条第二号若しくは第六号又は第二十五条に規則の定年)第十一条各号に掲げる場合、人事院規則一十一八(職員の定年)第十一条各号に掲げる場合、人事院規則一十一八(職員の定年)第十一条各号に掲げる場合、人事院規則一十一八(職員の定年)第十一条各号に掲げる場合、人事院規則一十一八(職員の定年)第十二条名号に掲げる場合、人事院規則一十一〇(職員の定年)第十二条名号に掲げる場合、人事院規則一十一〇(職員の定年)第十二条名号に掲げる場合、人事院規則一十一〇(職員の定年)第十二条名号に掲げる場合、人事院規則の定任の表表に掲げる場合、人事に対している。

事院規則一一一八(職員の定年)第十一条各号に掲げる場合、人事院規則一九一〇(職員の有児休業等)第十二条各号の自己啓発等休業)第十一条各号に掲げる場合に該当する異動のの自己啓発等休業)第十一条各号に掲げる場合に該当する異動の方で(人事院規則八一一二第七十五条第二号、第六条に規定すがでに第七十七条第二号に掲げる場合に係るもので任命権者が記述がに第七十七条第二号に掲げる場合に係るもので任命権者が記述がに第七十七条第二号に掲げる場合に係るものを除く。)

二~五 (略)

二 5 五

(略)